

資金決済に関する法律第 20 条第 1 項に基づく

前払式支払手段の払戻しのお知らせ

2024 年 3 月 31 日に尼崎テクノランドの営業終了に伴い取扱いを終了した、弊社発行の前払式支払手段について、下記の通り未使用残高の払戻しをいたしますので、期間内に申出をお願いいたします。

記

■ 払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

株式会社関電アメニックス 尼崎テクノランド事業部

■ 払戻しの対象となる前払式支払手段の種類

「MY YARDAGE CARD マイヤーデージカード」

■ 払戻しの申出期間及び申出の方法

① 現金による払戻し

受付期間 2024 年 4 月 5 日～5 月 24 日（4 月 29 日～5 月 7 日除く）

受付時間 9:00～12:00、13:00～16:00

受付場所 尼崎テクノランド センターハウスフロント

② 郵送による払戻し

受付期間 2024 年 4 月 5 日～6 月 30 日

郵送先 大阪市中央区南船場 4-11-12

関電アメニックス 尼崎テクノランド ヤーデージ払戻担当 宛

※当該申出期間内に申出をしなかった前払式支払手段の保有者は、当該払戻しの手続きから除斥されますので、ご注意ください。

■ 払戻しに関するお問い合わせ先

〒660-0094 兵庫県尼崎市末広町 1-2-1

株式会社関電アメニックス 尼崎テクノランド事業部

06-6411-7887

Mail amateku-info@k-amenix.co.jp

以上